

浜松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、婚姻に伴う新生活の経済的不安を軽減するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において浜松市結婚新生活支援事業補助金を交付するものとし、その交付については、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦をいう。
- (2) 住宅取得費用 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を取得するために要した費用をいう。
- (3) リフォーム費用 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として市内の住宅をリフォームするために要した費用のうち、住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用をいう。
- (4) 住宅賃借費用 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を賃借するために要した費用のうち、当該住宅に係る賃料、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料をいう。
- (5) 引越費用 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として市内の住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用をいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者（以下「補助対象者」という。）とする。

- (1) 令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を取得、リフォーム、賃借又は引越しした新婚世帯であること。
- (2) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (3) 世帯の合計所得が400万円未満であること。
- (4) 申請時において、夫婦の双方又は一方の住民票の住所が申請に係る住宅の住所となっていること。
- (5) 補助金の交付を受ける日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思があること。
- (6) 夫婦の一方又は双方が、過去に結婚新生活支援事業補助金の交付を受けていないこと（他の自治体での交付を含む）。
- (7) 夫婦共に市税を完納していること。
- (8) 夫婦共に規則第3条第3項各号のいずれかに該当すると認める者を含まないこと。

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費は、別表に掲げるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費の実支出額（補助対象経費から当該経費に対する他の補助金等（勤務先からの住宅手当等を含む。）を控除した額をいう。）とし、1世帯あたり30万円（婚姻届を提出し、受理された日における夫婦の年齢がともに29歳以下である新婚世帯にあっては60万円）を限度とする。ただし、分割して申請があった場合は、事業期間内の交付額の合算額とする。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、市長が定める時期までに、浜松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は婚姻届受理証明書
- (2) 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- (3) 夫及び妻の令和4年度の課税（所得）証明書（令和3年の所得の額を明らかにすることができる市区町村が発行する証明書をいう。）
- (4) 夫及び妻の令和3年度の市町村税の納税証明書
- (5) 住宅の売買契約書又は工事請負契約書（請書）及び領収書の写し（住宅取得費用又はリフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (6) 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (7) 住宅の賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (8) 夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- (9) 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- (10) 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- (11) 離職票又は退職証明書等の写し（婚姻を機に離職した者がいる場合に限る。）
- (12) 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- (13) 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- (14) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認めるもの

(交付の決定及び条件)

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、必要があると認める場合は現地調査等を行い、補助金を交付すべきであると認めたときは、補助金の交付の決定をし、当該申請者に対し、浜松市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式）により通知するものとする。

2 前項の交付の決定には、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- (2) 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- (3) 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しな

なければならないこと。

- (4) 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- (5) 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- (6) 第9条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

(補助金の請求)

第8条 前条の補助金交付決定通知書の交付を受けた補助対象者は、市長が定める時期までに、市長に対し、浜松市結婚新生活支援事業補助金請求書(第5号様式)により補助金を請求することができる。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、第7条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又はこの要綱に基づく指示その他法令若しくはこれらに基づく市長の処分に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- 2 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助対象者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命じるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による交付決定の取消し及び前項の規定による補助金の返還命令を決定したときは、補助対象者に対し、補助金交付決定取消通知書及び返還命令書(第6号様式)により通知するものとする。

(加算金及び遅延損害金)

第10条 補助対象者は、前条第3項の規定による補助金の返還の命令を受けたときは、規則第18条の2第1項の規定に基づき加算金を市に納付しなければならない。

- 2 補助対象者は、補助金の返還の請求を受け、これを納期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2第4項の規定に基づき遅延損害金を市に納付しなければならない。

(関係書類の整備)

第11条 補助対象者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、10年間保管しておかなければならない。

(公表)

第12条 市長は、補助事業の概要その他第1条の目的を達成するために必要な事項を公表することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度に交付する補助金について適用する。

附 則

1 この要綱は、令和4年6月16日から施行し、令和4年度に交付する補助金について適用する。

別表

費用区分	補助対象経費	補助対象経費詳細
住宅取得費用	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を取得するために要した費用</p> <p>※婚姻日より前に取得した住宅にあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として取得した住宅であること。</p>	
リフォーム費用	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として市内の住宅をリフォームするために要した費用</p> <p>※婚姻日より前に実施したリフォームにあつては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として発注契約した住宅のリフォームであること。</p>	<p>住宅の機能の維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新等の工事費用</p> <p>※倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家電購入・設置に係る費用については対象外</p>
住宅賃借費用	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として新たに市内に住宅を賃借するために要した費用</p> <p>※夫婦の一方が婚姻前から賃借していた物件の場合は、婚姻を機とした同居開始後に生じた費用を対象とする。</p> <p>※婚姻日より前から夫婦が同居している物件の場合は、婚姻後に生じた費用を対象とする。</p> <p>ただし、契約書等で婚姻を機に同居していることがわかる場合は、同居開始日から生じた費用を対象とする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・賃料 ・敷金 ・礼金 ・共益費 ・仲介手数料 <p>※勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当に相当する額を補助対象経費から控除する。</p> <p>※地域優良賃貸住宅の家賃低廉化に係る国の支援を受けている場合は、支援額に相当する額を補助対象経費から控除する。</p>
引越費用	<p>令和4年4月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻を機として市内の住宅に引越しをするために要した費用のうち、引越業者又は運送業者へ支払った費用</p>	

（あて先）浜松市長

申請者 住所
氏名
電話番号

浜松市結婚新生活支援事業補助金交付申請書

浜松市結婚新生活支援事業補助金の交付を受けたいので、浜松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請するとともに、実績を報告します。

1 申請内容

婚姻年月日		令和 年 月 日		
生年月日	夫	年 月 日		
	妻	年 月 日		
新居に住民票をおいた日 ※住所を定めた年月日	夫	令和 年 月 日		
	妻	令和 年 月 日		
対象経費内訳 ※支払日が、令和4年4月1日～令和5年3月31日のものに限る。	住宅取得費用	契約締結年月日	令和 年 月 日	
		住宅取得年月日	令和 年 月 日	
		契約額	円	
		支払日	令和 年 月 日	
	リフォーム費用	契約締結年月日	令和 年 月 日	
		契約額	円	
		支払日	令和 年 月 日	
	住宅賃借費用	契約締結年月日	令和 年 月 日	
		同居開始年月日※	令和 年 月 日	
		賃料（家賃）	賃料 a	円
			住宅手当 b	円
			計（a-b）	円
		敷金、礼金、共益費、仲介手数料	円	
	小計	円		
引越費用	引越年月日	令和 年 月 日		
	引越費用	円		
	支払日	令和 年 月 日		
対象経費合計		円		
補助申請額（対象経費合計又は30万円（29歳以下60万円））		円		

※同居開始日から補助対象となる場合は、婚姻を機に同居していることがわかる書類（契約書等）を添付すること。

2 添付書類

- 婚姻後の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）又は婚姻届受理証明書
- 住民票の写し（世帯全員の記載があるもの）
- 夫及び妻の令和4年度の課税（所得）証明書
- 夫及び妻の令和3年度の市町村税の納税証明書
- 住宅の売買契約書又は工事請負契約書及び領収書の写し（住宅取得費用又はリフォーム費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 住宅の賃貸借契約書の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 住宅の賃料等の領収書又は支払額が確認できる書類の写し（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 夫及び妻の住宅手当の支給状況を証明できる書類（住宅賃借費用に係る補助金の交付を申請する場合であって、給与所得者である場合に限る。）
- 貸与型奨学金の返済額が確認できる書類（貸与型奨学金を返済している場合に限る。）
- 引越しに係る領収書の写し（引越費用に係る補助金の交付を申請する場合に限る。）
- 離職票又は退職証明書等の写し（婚姻を機に離職した者がいる場合に限る。）
- 市税納付・納入確認同意書（第2号様式）
- 暴力団排除に関する誓約書（第3号様式）
- その他市長が必要があると認めるもの

3 確認・同意項目（該当する項目の口にチェックを入れてください）

申請者 チェック欄	配偶者 チェック欄	確認・同意項目
		本補助金の交付にあたり必要な範囲内で、浜松市が関係機関へ申請者及び配偶者の情報を照会することに同意します。
		本補助金の交付を受けた日から1年以上、申請に係る住宅に定住する意思を持っています。
		過去に本補助金の交付を受けていません。（他市町で同様の補助金の交付を受けていません。）
		市税について、過年度分を含め滞納はありません。
		申請内容に虚偽又は不正があった場合、速やかに本補助金を返還します。
		下記の補助金のほか、他の補助金について、交付を受けていません。 ・浜松まちなか定住促進補助金 ・浜松市ハマライフ住宅取得費等助成事業費補助金
署名欄		
申請者氏名		
配偶者氏名		

（あて先）浜松市長

申請者 住所
氏名

市税納付・納入確認同意書

浜松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第6条第1項第13号の規定により、市において、補助金交付申請者及びその配偶者の市税の納付・納入状況について確認することに同意します。

申請者	住所	
	ふりがな 氏名	
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日
配偶者	住所	
	ふりがな 氏名	
	生年月日	昭和 ・ 平成 年 月 日

暴力団排除に関する誓約書

浜松市結婚新生活支援事業補助金の交付申請にあたり、下記事項について誓約します。

また、浜松市が暴力団排除に必要な場合には、申請者世帯の世帯員全員を静岡県警察本部又は管轄警察署に照会することを承諾します。

記

1 次に掲げる者のいずれにも該当しません。

- (1) 暴力団（浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号。以下「条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員等（条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団員等と密接な関係を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のいずれかが役員等（無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及び清算人をいう。）となっている法人その他の団体

令和 年 月 日

（あて先）浜松市長

（誓約者）

住所

氏名

（署名又は記名押印をしてください。）

様

浜松市長 ○○ ○○

浜松市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、浜松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

交付決定額 円

※これまでの交付決定額 円（ 回）

交付の条件

- 1 補助金は、当該補助事業の実施に要する経費以外に使用してはならないこと。
- 2 補助事業の内容の変更（市長が軽微であると認める変更を除く。）をする場合は、あらかじめ市長の承認を得なければならないこと。
- 3 補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物を5年以内に補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する場合は、市長の承認を受けなければならないこと。
- 4 補助金の交付を受けた日から5年間において、市が実施する補助事業に関する調査に協力しなければならないこと。
- 5 補助事業の完了により当該補助対象者に相当の利益が生じると認める場合においては、当該補助金交付の目的に反しない限りにおいて、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならないこと。
- 6 第9条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、同条第2項の規定により期限を定めて当該補助金の返還の命令を受けた場合において、規則第18条の2の規定に基づき加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならないこと。
- 7 第9条第2項の規定により補助金の返還の命令を受けたにもかかわらず、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しないときは、市長は、規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をすること。
- 8 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める条件

（あて先）浜松市長

請求者 住所
氏名
電話番号

浜松市結婚新生活支援事業補助金請求書

令和 年 月 日付け浜松市指令こ次第 号により交付の決定を受けた浜松市結婚新生活支援事業補助金について、浜松市結婚新生活支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり請求します。

1 請求額 円

2 振込口座

金融機関名		支店名
銀行 信用金庫 農協		
預金種目	口座番号	
普通・当座		
口座名義（カタカナで記入してください）		

浜こ次第 号
令和 年 月 日

様

浜松市長 ○○ ○○

補助金交付決定取消通知書及び返還命令書

令和 年 月 日付け浜松市指令こ次第 号をもって交付決定した浜松市結婚新生活支援事業補助金について、交付決定の全部を取り消し、次のとおり返還を命ずる。

- 1 交付決定額 円
(交付年月日 令和 年 月 日)
- 2 取消額 円
- 3 返還額 円
- 4 返還期限 令和 年 月 日
- 5 取消・返還を命ずる理由